

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

リユースマーケットを行います。

日本語記事は6ページにあります。

Realização do Mercado de Objetos Usados

Estamos recrutando pessoas que queiram abrir espaços para vender objetos durante a o Mercado de Objetos Usados que será realizado em março. A cidade de Chiryuu está mobilizando-se para promover a reutilização, a reciclagem e a redução de materiais desperdiçados. Que tal participar?

▶ **Data e horário:** 7/3 (sábado), das 10:00 às 12:00 (em caso de chuva, o evento será cancelado. Informaremos acerca do cancelamento no dia anterior ao evento).

▶ **Local:** estacionamento sul da instituição "Fukushi no

Sato Yatsuda" e estacionamento "Me-puru Keyaki".

▶ **Informações:** Departamento do Meio Ambiente. Encarregado de redução do lixo (ramais 217 e 218). E-mail: kankyo@city.chiryu.lg.jp

Join Our Reuse Market in Chiryu

We are recruiting applicants, who want to use a booth at our Reuse Market to be held in March. Our Reuse Market means just like a flea market, where disused stuff and hand-made stuff are sold at the aim of utilizing our resource effectively without any disposal by buying usable stuff on the cheap. You are welcome to join our 4R campaign in Chiryu city: reuse, recycle, refuse, and reduce.

▶ **Date:** Saturday, March 7, from 10:00 A.M. - 12:00 P.M., (If it is rain, the event will be canceled. The day before the cancelation will be informed.)

▶ **Venue:** the parking lot at Fukushima sato Yatsuda, the parking lot of Maple Keyaki

For Inquiries, please call the section of reducing garbage at the envelopment department at the extension 217 or 218 of Chiryu city hall. E-mail: kankyo@city.chiryu.lg.jp

2月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷ところ 市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午・午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)

▷ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午・午後1時～4時	市民相談コーナー (☎83-1111 内線204) または市民課 (☎95-0152)
司法書士相談 (金銭問題、相続等) (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	建築課(☎95-0156)
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週金曜日 午後1時～4時	消費生活相談コーナー (内線202)または経済課(☎95-0125)
高齢者職業支援相談 障がい者職業支援相談	毎週火・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	高齢者職業支援室(内線203)または経済課(☎95-0125)福祉課(☎95-0118)
労働相談(要予約)	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課(☎95-0125)

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ
税務相談	2月20日(金) 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係 (☎95-0116)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課 (☎95-0136)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課 (☎95-0120)
福祉相談 (身体障がい者)	2月15日(日) 午前10時～正午	身体障害者 福祉センター (福祉体育館内)	長寿介護課 施設係 (☎82-5151)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 福祉企画係 (☎83-1141)
女性悩み ごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)

※詳しくは、担当課までお問合せください。

〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▷予約・問合せ 社会福祉協議会(☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(要予約)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談(要予約)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

カウンセリング(予約制)	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時

※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

【相談事例】「簡単に登録できる。誰でも儲かる」というバナー広告を見てバイナリーオプション取引を始めたが、レートの動きに不自然さを感じ、インターネットで業者について調べたところ、同様の苦情が多く見られ、無登録で金融商品取引業を行ったとして金融庁から警告を受けていることも分かった。取引をやめて返金を求めたいがどうしたらよいか。

【アドバイス】カード会社および決済代行会社あたりに「無登録業者だと分かっていたら契約しなかったので返金してほしい」と書面を送るよう助言したところ、全額返金された。バイナリーオプション取引とは、為替相場等が上がるか下がるかだけを予想するデリバティブ取引(債権・株式など本来の金融商品から派生した金融商品を売買する取引)の一種で、短期間に繰り返し取引を行えるため、損失額が大きくなる恐れがあります。リスクを伴う取引であることを十分理解し、安易に手を出さないようにしましょう。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】 毎週金曜日：午後1時～4時 ▶問合せ 消費生活相談コーナー (内線202)・経済課 (☎95-0125)

【西三河県民生活プラザ】 月～金曜日：午前9時～午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564 (27) 0999

【中央県民生活プラザ】 月～金曜日：午前9時～午後4時30分、土・日曜日：午前9時～午後4時 ▶☎052 (962) 0999